

CHIBA

Chiba Prefectural Government

令和 3 年 5 月 8 日 千葉県総務部財政課 043-223-2076

令和3年度一般会計補正予算(第4号)の専決について

まん延防止等重点措置の適用が延長されることを受け、5月12日から5月31日までの期間、まん延防止等重点措置を講じるべき区域及びその他の区域において飲食店への営業時間短縮等の要請を継続すること及び大規模施設等への営業時間短縮を要請することに伴い、

- ・営業時間短縮等に御協力いただく飲食店及び大規模施設等の皆様に支給 する協力金
- ・飲食店における感染防止対策の現地確認に要する経費 について、補正予算を編成し、本日、専決処分しました。

# 1 補正予算の概要

補正予算規模 350 億80百万円(補正後予算額2兆864億97百万円)

### [ 歳入内訳]

• 国庫支出金 350 億 80 百万円 (2,536 億 57 百万円 2,887 億 37 百万円) (地方創生臨時交付金)

## 2 補正予算の内容

千葉県感染拡大防止対策協力金事業(経済政策課)

35,000,000千円

(既定予算とあわせ 92,300,000千円)

県の要請期間(令和3年5月12日から5月31日まで)に、営業時間の短縮等を行った 飲食店及び大規模施設等に対し、協力金を支給します。

1 飲食店に対する協力金 30,000,000 千円(既定予算とあわせ 87,300,000 千円)

[対象者] 県内全域の飲食店

### [主な支給要件]

- ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底すること
- ・まん延防止等重点措置区域にあっては、酒類の提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)を行わないこと等

「支給額]以下の区分に応じて算定した日額×20日

(1)まん延防止等重点措置を講じるべき区域

(千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、 我孫子市、鎌ケ谷市、浦安市)

[中小企業]前年度又は前々年度の1日当たり売上高が、

- ・10 万円以下の場合:4 万円[日額]
- ・10万円~25万円の場合:前年度又は前々年度の1日当たり売上高×0.4[日額]
- ・25 万円を超える場合: 10 万円[日額] なお、5 月 12 日以降の協力金に係る国が示す下限額は 3 万円とされましたが、 臨時交付金(事業者支援分)により、特例的に最大 1 万円を上乗せします。

[大 企 業]前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額×0.4(上限20万円)[日額]

### (2)その他区域

[中小企業]前年度又は前々年度の1日当たり売上高が、

- ・8万3,333円以下の場合:2万5千円[日額]
- ・8 万 3,333 円~25 万円の場合:前年度又は前々年度の1日当たり売上高×0.3[日額]
- ・25 万円を超える場合:7万5千円[日額]

[大 企 業] 前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額×0.4[日額]

(上限 20 万円又は前年度若しくは前々年度の 1 日当たり売上高 x 0.3 のいずれか低い額)

中小企業は 1 日当たりの売上高に応じての支給となりますが、大企業と同様の方法を選択することも可能です。

5月12日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、5月15日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から5月31日までの日数分を支給します。

- 2 大規模施設等に対する協力金【新規】 5,000,000千円
- [対象施設]まん延防止等重点措置を講じるべき区域内の大規模施設及び当該施設内のテナント・ 出店者等
- [支給対象] 大規模施設:特別措置法24条9項に基づく時短要請を行った1,000㎡超の施設 テナント・出店者等:上記施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般 消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業者等
- 「支 給 額]下記の1日あたりの支給金額×「短縮した時間/本来の営業時間」×20日分
  - ・大 規 模 施 設:休業面積 1,000 m 毎に 20 万円/日
  - ・テナント・出店者等:休業面積100㎡毎に2万円/日
- [支給要件]20時から5時は営業しないこと(無観客で開催される催物等を除く) 業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底すること 等

5月12日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、5月15日まで に御協力いただいた場合は、協力を開始した日から5月31日までの日数分を支給します。 協力金の詳細、受付期間等の詳細については、後日お知らせします。

飲食店の感染防止対策に関する現地調査事業(経営支援課) 80,000千円 (既定予算とあわせ 380,000千円)

まん延防止等重点措置を講じるべき区域の飲食店を中心に、感染防止対策の遵守徹底を図るため実施してきた現地調査については、調査期間を延長し、対策の不十分な店舗に対し、繰り返し調査を実施します。

[調査期間]令和3年5月12日~令和3年5月31日 [調査項目例]

- ・座席の間隔の確保 又は アクリル板等の設置
- 手指消毒の徹底
- ・飲食時以外のマスク着用の推奨
- ・換気の徹底
- ・酒類の提供自粛(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)
- ・時短営業の遵守など